

所得税における同一生計親族の取扱い CONTENTS

テーマ1 概 要

1-1 概 要	2
---------------	---

テーマ2 同一生計親族が事業から対価の支払を受ける場合

2-1 同一生計親族が事業から対価の支払を受ける場合	4
----------------------------------	---

テーマ3 青色事業専従者給与の特例

3-1 青色事業専従者給与	8
---------------------	---

テーマ4 事業専従者控除の特例

4-1 事業専従者控除	14
-------------------	----

テーマ5 専ら従事するかどうかの判定等

5-1 親族が事業に専ら従事するかどうかの判定	18
-------------------------------	----

5-2 所得控除との関係	20
--------------------	----

5-3 親族が2以上の事業に従事している場合	21
------------------------------	----

テーマ6 同一生計親族に係る所得控除

6-1 雑損控除	26
----------------	----

6-2 医療費控除	28
-----------------	----

6-3 社会保険料控除	30
-------------------	----

6-4	地震保険料控除	31
6-5	障害者控除	32
6-6	寡婦控除	34
6-7	ひとり親控除	35
6-8	配偶者控除	36
6-9	配偶者特別控除	37
6-10	扶養控除	40

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日現在の施行法令等（令和3年度法令準拠）に基づき作成しております。

テーマ1 概 要

1-1 概 要

1 概 要

所得税は、原則として一人一人の個人ごとに課税するのが原則である。

したがって、ある夫婦が稼いだ所得に対する課税は、夫婦合算によるものではなく、あくまでも夫は夫、妻は妻でそれぞれ行われることとなる。

しかし、所得税の取扱い上、納税義務者の担税力の測定において同一生計親族に対する対価の支払を所得分散と捉え、これを規制する規定があったり、同一生計親族に関する事情を斟酌する規定が設けられている。

【同一生計親族に関する所得税法上の規定】

- (1) 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例（所法56）
- (2) 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等（所法57）
- (3) 雑損失の繰越控除（所法71）
- (4) 雑損控除（所法72）
- (5) 医療費控除（所法73）
- (6) 社会保険料控除（所法74）
- (7) 地震保険料控除（所法77）
- (8) 障害者控除（所法79）
- (9) 寡婦控除（所法80）
- (10) ひとり親控除（所法81）
- (11) 配偶者控除（所法83）
- (12) 配偶者特別控除（所法83の2）
- (13) 扶養控除（所法84）

2 同一生計の意義（所基通2-47）

同一生計であるかは、日常の生活費を共通にしているかどうかによって判断されるものであり、次のような場合には、それぞれ次による。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は同一生計であるものとする。
 - ① その他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇にはその他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
 - ② これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は同一生計であるものとする。

テーマ2 同一生計親族が事業から

対価の支払を受ける場合

2-1 同一生計親族が事業から対価の支払を受ける場合

1 前 提（所法56）

居住者の同一生計親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由によりその事業から対価の支払を受ける場合

- ※ 1 この規定は、同一生計親族間の名目的な対価の支払による恣意的な所得分散を制限するものであり、別生計親族については適用されない。
- ※ 2 規定上は事業的規模に限定した表現となっているが、事業的規模でさえ適用されるものであることから事業的規模以外の業務についても適用すべきものと解されている。
- ※ 3 従事したことによる対価（給与）の他、土地や建物の貸付けの対価（地代家賃）、車両の貸付けの対価、借入金の利子などが該当するが、従事したことによる対価については、青色事業専従者給与等の特例（テーマ3及び4参照）がある。
- ※ 4 対価の支払を受けるという表現となっているが、この規定は事業に係る所得について世帯単位課税を行う趣旨のものであるため、仮に対価の支払がない場合（無償）であっても適用される。

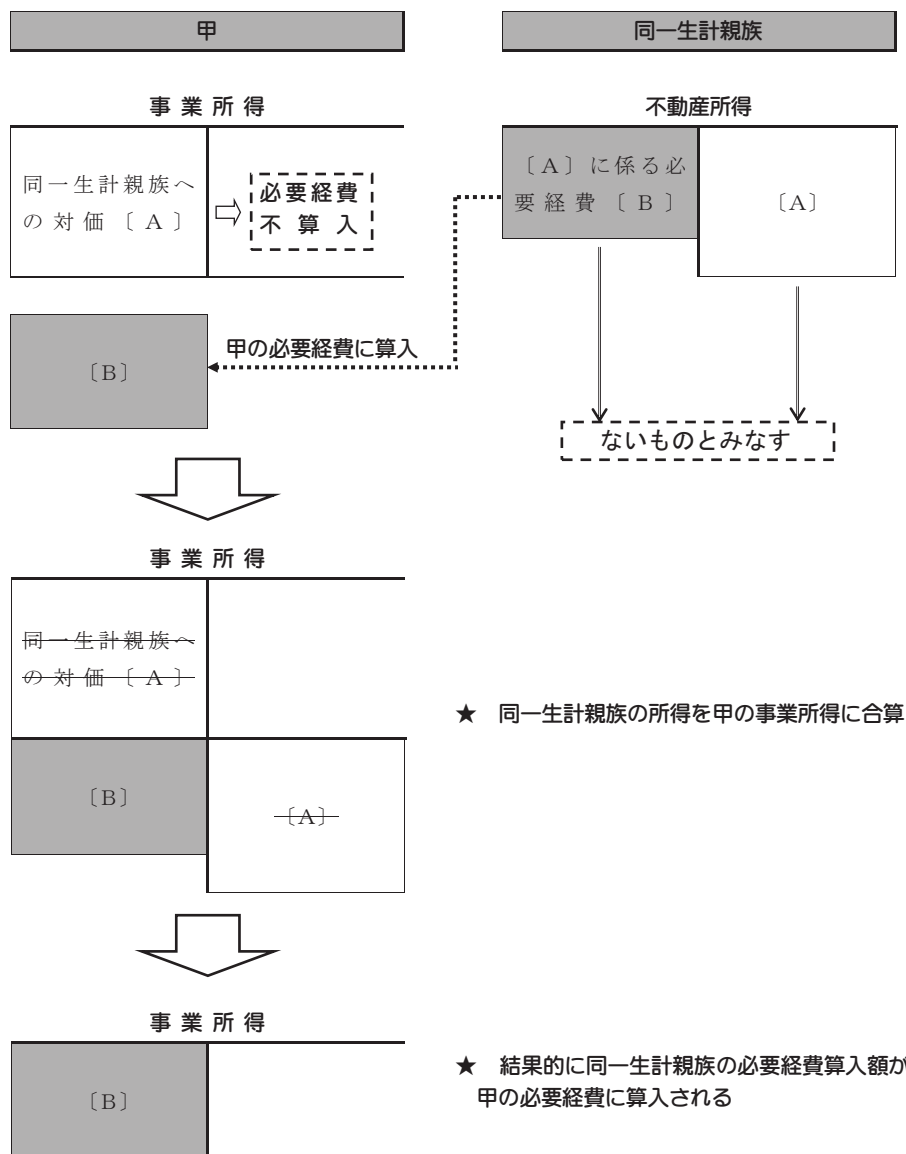
2 事業主の取扱い（所法56）

- (1) 親族に支払う対価は、その事業主のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入しない。
 - (2) 親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その事業主のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する。
- ※ 同一生計親族に対する対価を必要経費に算入しない代わりに、その同一生計親族の所得計算上必要経費に算入されるべき金額を、居住者の事業に係る所得計算上必要経費に算入する。
- なお、親族の所得計算上必要経費に算入されるべき金額とは、例えば、親族の建物を賃借している場合の、その建物の減価償却費（親族が選定している償却方法による。）、固定資産税、損害保険料、修繕費など、その親族の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される費用又は損失が該当し、その負担者が誰であるかは問わない。

3 同一生計親族の取扱い（所法56）

親族が支払いを受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

※ この取扱いは、親族が支払を受けた対価に係る所得を実質的に事業主の所得に合算して事業主に課税するものであるため、親族の方ではすべてをないものとみなし課税しない。





留意点 同一生計親族の有する固定資産の資産損失（所基通51－5）

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者が同一生計親族の有する固定資産を事業の用に供している場合には、その事業を営む者がその資産を所有しているものとみなしてその損失額を必要経費に算入することができる。

ただし、その居住者又はその同一生計親族が雑損控除の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

原則	事業主の事業用資産とみなして法51①により事業主の必要経費算入
特例	同一生計親族の業務用資産等として事業主又はその親族の雑損控除 ※ 同一生計親族が所得要件を満たせば事業主の雑損控除の対象



設例

小売業を営む居住者甲の本年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を計算しなさい。

〔資料〕

必要経費の額 8,500,000円には、次のものが含まれている。

- (1) 支払家賃（本年対応分） 1,200,000円

これは、生計を一にする父が所有する建物を店舗として賃借したことにより支払ったものである。

この建物に係る固定資産税 71,000円は父が支払っている。

父が選定した償却方法による償却費は 192,400円である。

- (2) 支払利息（本年対応分） 300,000円

これは、別生計の祖母から事業用資金として借入れた借入金に係る利息である。



解説

必要経費の額

（単位：円）

$$8,500,000 - 1,200,000 + (71,000 + 192,400) = 7,563,400$$

別生計親族（祖母）に対する支払利息は、所法56の適用はなく、必要経費に算入される。